

聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月21日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町規則第27号

聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
第1条 聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年聖籠町規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「100分の95」を「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100」に改め、同項第2号中「100分の93」を「6月に支給する場合には100分の93、12月に支給する場合には100分の98」に改め、同項第3号中「100分の90」を「6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」に改め、同項第4号中「100分の90未満」を「6月に支給する場合には100分の90未満、12月に支給する場合には100分の95未満」に改める。

第14条の2第1項第1号中「100分の44.5以上」を「6月に支給する場合には100分の44.5以上、12月に支給する場合には100分の49.5以上」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」に改め、同項第3号中「100分の42.5未満」を「6月に支給する場合には100分の42.5未満、12月に支給する場合には100分の47.5未満」に改める。

第2条 聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100」を「100分の97.5」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の93、12月に支給する

場合には100分の98」を「100分の95.5」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第4号中「6月に支給する場合には100分の90未満、12月に支給する場合には100分の95未満」を「100分の92.5未満」に改める。

第14条の2第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の44.5以上、12月に支給する場合には100分の49.5以上」を「100分の47以上」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の42.5未満、12月に支給する場合には100分の47.5未満」を「100分の45未満」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。